

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和元年 12 月 12 日（木） 午前 09 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 岩藤委員長・綾城副委員長・林委員・三輪委員・
先野委員・吉津委員・橋本委員・中平委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・佐伯書記
8. 協議事項
12 月定例会本会議（12 月 9 日）から付託された事件（議案 14 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 09 時 30 分 閉会 午前 11 時 42 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和元年 12 月 12 日

総務民生常任委員長

岩 藤 睦 子

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

岩藤委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。それではこれより、本会議で本委員会に付託されました議案 14 件について、審査を行います。

お諮りします。本来であれば、議案番号順に審査を行うところではありますが、都合により、議案第 7 号「長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 8 号「長門市税条例の一部を改正する条例」につきましては、議案審査の順序を変更し、議案第 25 号の審査終了後に行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号及び議案第 8 号につきましては、議案審査の順序を変更することに決定しました。

それでは、初めに、議案第 2 号「令和元年度 長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

川野市民福祉部長 おはようございます。このような声で申し訳ございませんけれども、ご勘弁いただけたらと思います。それでは議案第 2 号国民健康保険事業特別会計につきましては、補正予算書の 36、37 ページ「第 1 款 総務費」「第 1 項 総務管理費」「第 1 目 一般管理費」では、補正予算説明資料にも掲載しておりますとおり、医療保険被保険者のオンライン資格確認等システムの令和 3 年 3 月運用開始に向けて被保険者証の記号番号の個人対価など、必要なシステム改修を行うための委託料 183 万 7,000 円を計上しております。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 3 号「令和元年度 長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

川野市民福祉部長 介護保険事業特別会計につきましては、補正予算書 44、45

ページ「第 3 款 基金積立金」「第 1 項 基金積立金」「第 1 目 介護給付費準備基金積立金」では、補正予算説明資料に記載しておりますとおり、平成 30 年度決算における第 1 号保険料余剰金の確定に伴い、補助金のうち 7,200 万円を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 35 —

— 再開 09 : 36 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 6 号「長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 おはようございます。参考資料では 3 ページになりますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、災害対策基本法による罹災証明書事務にあたり、迅速化及び被災者の負担軽減を図るため、新たに罹災証明書の発行に関する事務に個人番号を利用することが可能になったことから所要の整備を行うものです。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 6 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 38 —

— 再開 09 : 39 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 9 号「長門市公

設自動車置場条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

惣代日置支所長 それでは自動車置場を所管しております日置支所のほうから補足説明をさせていただきます。公設自動車置場は、黄波戸地区において、黄波戸海岸埋め立て宅造事業の完了後に整備されたもので、現在 5ヶ所で 97 区画を保有しております。黄波戸地区では、このほか、漁協が所有する駐車場、これが 4ヶ所で 47 区画ございます。なお、一つの駐車場の中に市の区画と漁協の区画が存在する場所が 5ヶ所の公設自動車置場のうち 2ヶ所ありますことから漁協と市が所有する駐車場についてはこれまで同一の料金で地区住民に利用していただいております。利用料金は平成 17 年度に改正したのち、これまで据え置いてまいりました。しかしながら、この度漁協側から区画線が経年劣化により薄くなっており、利用者から引き直しの要望があるけれども、現在の利用料金収入ではこうした維持経費をねん出することが困難であると。漁協では油谷地区の支店に聞き取りをしたところ、料金が一番低いところで税別月額 1,000 円であったと。漁協としては消費税込みでの月額 1,000 円ということで、令和 2 年 4 月から料金改定を検討しているけれども、市においても漁協と同じ料金改定を検討していただきたいとの要望書の提出があったところであります。これを受け、漁協側の要望は現行料金と比較し上げ幅も 2 割以内におさえられていること、また、近隣の漁協が所有する駐車場の利用料と比べてもなお低い料金であることから、利用者にも理解が得られるものと考え、今回、所要の改正を行うものであります。また、公設自動車置場については、県漁協黄波戸支店が指定管理者として管理を受託しておりますが、場所により利用状況に差があることから、空き区画の解消対策などで指定管理者が利用料金について弾力的な設定が可能となるよう併せて改正を行うものであります。以上です。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 今の大体の補足説明でかなり分かったんですが、段階的に住民からいろいろあって、料金を段階的に 10 分の 8 を乗じて得た額から 10 分の 12 を乗じて得た額までの範囲内で利用料金を設定ということで言われました。ちょっともう 1 点だけ確認で聞きたいのがですね、ここに利用状況に応じた料金の設定にされたということでここに書いてありますけど、今言われたことで大体分かるんですが、他の何か原因というのがあるのかどうか、理由について伺います。

惣代日置支所長 それでは先野委員さんのご質問にお答えいたします。住宅数が多い割に区画数が少ない第 1 自動車置場から第 3 自動車置場については、場所によっては抽選により区画を決定することもあるほど稼働率が良いものの、

中心部から一番離れております第 5 駐車場については、半分が空きとなっている状況があります。これまでは「基準額の範囲内で料金を定める」という規定はありましたが、これを基準額に対し上限と下限、この範囲内での「できる規定」に改め、指定管理者がより柔軟に料金設定することが可能となることで、指定管理者のアイデアや努力により利用率・利用料金収入の向上が期待できるものと考えております。以上です。

岩藤委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 11 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 現行の条例におきましては、国民健康保険料は災害及び貧困等、限られた要件に該当するときのみ減免できることとされておりますが、子育て支援の観点から、3 人以上の 18 歳以下の未就労の子どもがいる国保世帯の子どもについての保険料を減免するための要件を本条例に追加するものでございます。以上で補足説明を終わります。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 13 号「長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 参考資料の 26、27 ページになりますが、長門市ケーブルテレビ放送センターにつきましては、平成 29 年 10 月からながとてれび株式会社が指定管理者として運営していますが、現在、光ファイバー網の全市整備を進めていることから、令和 2 年 4 月から 2 年間、引き続きながとてれび株式会社を指定管理者に指定することについて市議会の議決を求めるものでございます。以上で補足説明を終わります。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 おはようございます。昨日の一般会計補正予算（第 4 号）の中の債務負担行為予算にも指定管理料が計上されておりました。今回のこの議案という

のは、指定管理者を指定すると。関係が無いようで、関係がある議案であります。また、引き続きながとてれば株式会社に 3 年間の指定管理者となっていたかどうかということで、これまでの取り組みを振り返っていただいて、財政効果であるとか、行政効果、政策効果であるとか、そういったものについてどのように評価をした上で、しているから今回ここにも再度 3 年間、指定管理者を出すということになったのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

伊藤企画政策課長 引き続きケーブルテレビ放送施設の指定管理をながとてれば株式会社にということで、まずその財政効果といたしましては、これまで市職員が配置されていたということで、人件費部分が削減されているというところ、それから政策効果につきましては、放送に関しましては、その放送業務の委託を経て指定管理への移行という中で、クオリティーの部分で明らかに放送内容は向上しておるというふうには思っております。そこは本年 2 月に行った放送番組審議会におきましても、委員からもお褒めの言葉もいただいております。そして何よりも地元のコンテンツを扱うという部分に関しましては、市内唯一の企業でございますし、また地元の人材も多く活用と言うか、採用をされております。こういうアドバンテージを大いに発揮されているものと評価をしているところでございます。最後にまた、その施設整備の維持管理に関しましては、会社の構成員の中に地元の電気通信事業者という者も入っております。特に落雷とか、火災とか、緊急を要するものとか、そういうその故障に対しても 24 時間、365 日、迅速に対応いただいておりますという評価を私どもはしております。以上でございます。

岩藤委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。

中平委員 この指定管理の中に、私たちがこの 10 月 28 日に提出させていただいた要望書、ケーブルテレビ施設指定管理事業についての中に手話と字幕、特に字幕放送については速やかに実施できるようお願いしたいという要望書を出しましたが、それは反映されておりますでしょうか。

伊藤企画政策課長 それではお答えいたします。情報バリアフリーの推進につきましてということで、議会の方からご要望をいただいております。ただ、そのご要望をいただく前からこの件につきましては、指定管理者とは協議を重ねておりまして、実際に特に議会録画とかほっちゃニュースに関しましては、平成 30 年度試験放送という形でご覧になった方もいらっしゃるかというふうには思っております。現在、議会の生中継などは非常に予算がかかるという部分もございしますので、指定管理者とは指定管理料の中でしっかりそういう情報バリアフリー化については、できるかできないかということも含めて今検討しております。できるところから、しっかりやっていきたいというふうには思っております。以上でございます。

岩藤委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 16 号「長門市過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 参考資料の 31 ページをご覧ください。過疎地域自立促進特別措置法により、過疎地域に指定された自治体は地域の自立促進を図るため、必要な事業計画を策定し、その計画実施にあたっては過疎対策事業債の発行、国庫補助のかさ上げなど、財政上の特別措置が得られるようになります。特別措置法の第 6 条では過疎地域の市町村は議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定め、まだ変更することができるとされております。そのため、現行の長門市過疎地域自立促進計画について、参考資料 31 ページに掲載しています事業の追加など、計画内容を変更することについて市議会の議決を求めるものです。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 54 —

— 再開 09 : 56 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 18 号「令和元年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 補足説明は特にございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 18 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙

手全員です。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 20 号「令和元年度 長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 補足説明は特にございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 20 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 21 号「令和元年度 長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 補足説明は特にございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 21 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 59 —

— 再開 10 : 00 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 24 号「長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 特別職の期末手当につきまして、今年の人事院勧告企業会計に準じ、年間 3.35 月分を 0.05 月分引き上げて 3.4 月分に改正するものです。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 24 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 24 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 25 号「長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 国の給与法改正に準じまして、若年層における給料表の改定と勤勉手当の年間支給割合を 0.05 月分引き上げ、1.9 月分期末手当と合わせ 4.5 月分とし、平成 31 年 4 月 1 日に遡及して適用するものです。また、住居手当につきましても国家公務員に準じ改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。以上のとおり、職員組合とも国に準じた内容を人事院勧告どおりで改正することで合意したことから、長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 25 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 25 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

三輪委員 動議を出します。議案第 7 号と 8 号の審査につきましては、市長のご出席を求めたいのがお諮りをいただけますでしょうか。

岩藤委員長 ただ今、三輪委員から議案第 7 号及び第 8 号の審査において、江原市長の出席を求める動議がありました。お諮りします。本動議のとおり市長の出席を求めることにご異議ありませんか。「ご異議なし」と認めます。よって、江原市長の出席を求めることとします。この際、暫時休憩します。再開は、10 時 20 分からとします。

— 休憩 10 : 03 —

— 再開 10 : 20 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 7 号「長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 提案説明のとおりで特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

三輪委員 市長、ご出席ありがとうございます。それでは質疑をさせていただきます。市長は選挙公報にて、市長の給与が高いとの市民の声に応えますと市長給与の 20%削減という言葉を出しておられますが、どのくらいの数の市民の方が市長の給与が高いというふうにおっしゃっていたのか。私、市長の給与が

高いという声を聞いたことがないもので、市長と恥ずかしながら歩く距離が違いますから、恥ずかしい話ですが、どのくらいの数の市民の方からこういうことを言っておられるのか、まずは市長にお尋ねいたします。

江原市長 今の三輪議員のご質問にお答えいたします。実際に私、市議会議員のときからずっと皆さんの市民の声を聞くために、日置、油谷、三隅及び旧長門の中山間地も含めて歩かせていただいた中で、いろいろな声を聞いて歩いたわけなんですけれども、その中で市議会議員の皆さまの取ったアンケートにあったように、報酬等の市民の回答がありましたけれども、それと同じように歩いている中で市長の給与も高いよという声はけっこうお聞きしました。

三輪委員 それで、高いと言われる市民の方の、高いと言われる理由についてももしお聞きになっておられればお答えいただきたいと思います。

江原市長 やはり今の長門市の財政状況及び長門の市民の民間の企業の給与、そういったものに比べてやはり高いのではないかという声を、市民感情として持っていらっしゃるということは十分認識を私はいたします。

三輪委員 それで、去る 9 日の本会議の議案質疑で田村議員が議案質疑を出していらっしゃいました。田村議員が当日欠席でありましたので、田村議員が出されました質疑について若干お聞きしたいと思います。まず市長は大西前市長の給与月額を高いと思っておられたのかお聞きいたします。

江原市長 私も 5 月までは市議会議員の一人でございまして、大西市長の働きというのは近くで拝見させていただいておりまして、非常に激務であることもよく存じておりますし、そういうふうの高いという認識を持ったことはありませんし、私も 3 年前まで東京のほうで勤務しておりましたので、そのときの給与水準とかからも見て、そんなに高いというふうに思ったことはないのは事実でございます。

三輪委員 続けて、特別職の報酬等が特別職報酬等審議会の審議、答申を経て決定されるのが基本と思うが、この点についてはどのようにお考えになっておられるのかお聞きします。

江原市長 直近の平成 29 年 11 月の特別職等報酬審議会において、現行の特別職の給与の額が適当と答申されております。それは私も十分認識しておりますところであります。先ほども申しましたように、特別職に答申された給与が高いという認識は私自身は思っておりません。しかし、先ほどから申しましたように、やはり長門市の財政状況及び民間の給与水準とかそういったものに関して、市民の皆さまが市民感情として市長の給与が高いという感情を持っていらっしゃる方はけっこう多いということは歩いてみて非常に認識しましたところであり、今回 20%削減したいと私自身が自分の給与について思った次第であります。

三輪委員 続きましてご自身の月額給与を 20%削減することによって何が変わるのか、あるいは何を变えようとされているのか、どのような成果を期待しておられるのか、この政策的な意図についてお尋ねいたします。

江原市長 先日の質疑でも申し上げましたとおり、本市の財政見通しとしては普通交付税の合併算定替特例措置の終了に加え、人口減少の影響により、さらなる減額が見込まれるとともに高齢化の進行による社会保障関連経費や大規模事業に関わる市債発行に伴う公債費の増加、消費税率引き上げの影響などが見込まれるなど、今後も厳しい状況にあるものと認識しております。こうした中で、先ほどから言っておりますように、市民の皆さまからいただいた声を反映させ、まずは私ができることを実践することによって財源確保の一助となることを期待するところであります。また、市長給与 20%削減は私の選挙公約の一つであり、市民の皆さまとのお約束である他の公約と合わせて私の基本理念である市民の命と生活を守るまちづくりの実現に向けて着実に実施してまいり所存ということでもあります。

三輪委員 市長は、市長の任期中にこの特別職報酬等審議会を開催し、市長給与について諮問し、答申を受ける予定はありますか。

江原市長 現在のところ、そういったことは考えておりませんが、やはりそういった要求等があればそういうのを開く必要があるんじゃないかなというふうには思っています。

三輪委員 総務課長に確認いたしますが、たとえば報酬等審議会が開催された場合、市長の給与について市長が諮問された場合答申がありますよね。じゃあそれが月額 79 万円より高くなるのか、それとも現在の額が妥当であるのか、あるいは低くなるのかという 3 通りの答申が出ると思いますが、今回の議案第 7 号は条例に新たに加わる附則 13 項によると、仮に月額が、極端な話ですけど 100 万円になったとしても、あるいは月額が 60 万円になったとしても令和 5 年 11 月 26 日まではその月額に対して 20%減額されるという解釈でよろしいですね。

坂野総務課長 委員さんおっしゃるとおりです。

三輪委員 それで、平成 21 年 4 月に南野市長が当選されたとき、南野市長の選挙公約で市長の給与を 30%削減するという選挙公約がありまして、同年 6 月定例会にて市長の給与 30%削減につきまして今回と同じような議案が出たわけでございます。それで南野市長は当時特別職報酬審議会等を開いて、自分の給与についてはそこで諮問し答申を受ける予定だからということで、年度を限って附則をつけられたわけでございますけど、江原市長はあくまで自分の任期中の全てを 20%でいくというお考えでよろしいでしょうか。

江原市長 そのつもりであります。

先野委員 退職手当について触れさせていただきます。前市長は退職手当を大

幅にカットということで行われました。江原市長は給与以外は削減は考えておられないのかお伺いします。

江原市長 今のところ市民のほうから給料のほうも高いという話でございまして、私は先ほども言いましたように、報酬審議会の答申に基づく金額については妥当なんではないかということなんですけども、そういったことで今回給与についてのみ 20%削減ということを公約に掲げておりますので、そのとおり今回は提出をさせていただいているということでございます。

林委員 おはようございます。ちょっと市長にお尋ねしますけども、これは 9 日の本会議質疑、今三輪委員のほうからも若干ありました。市民からそういう声が出ている、そういうことを聞いていたとおっしゃいましたよね。私、この議会に長くいますけども、同僚議員も含めて、その市長の現行の 79 万円の給与が、18 人いる中でいろいろ市民から高いという声が出てるとか、聞いたことがない。正直言って。というのは、そこは不思議なところで、市民が市長給与がいくらもらっているとか副市長の給与がいくらもらっているとか、こちらから言わない限りは多分分からないと思うんですよね。そういう議論をしないと。感覚的に高いとか何らかの数字がないと比較できないから。だからあなたが市民の声を聞いた、一方的に聞いたんじゃないかとあなたの方からそういう話を振ったんじゃないの。

江原市長 これはこの場で言う話かどうか分かりませんが、実際私が市議会議員の給与のアンケートを取られて、そして私もアンケートの中身を見る中で精査されれば良いかなと思うんですけど、何件かはそういう声が、市長の給与も高いよというコメントが付されているものがあったように記憶しておりますし、そして実際今回答申が出て、それで当然回るときに当然私に対してどうなっているのという話で、これは市長の給与と比べてどうのこうのという話をさせていただくと、それはもうそもそもが高いという話もけっこう聞いております。

林委員 だからそもそもが高いという市民が認識するというのは、そちらから市長の給与は今、月額 79 万円ですよ、どう思いますと言わない限りは分からないじゃないですか。普通。

江原市長 市長の給与についてこちらから振るということではなくて、当然議論の中で、じゃあ今いくらもらってるのみたいな話は当然出たことはあります。

林委員 そうです。出てきたからその 79 万円という数字が出てきて、その相対的な比較によって、そりゃ高いよねと。何と比べて高いと言っているのか、何と比べて、市民が。たとえば議員の報酬でもそうですけども、下関市の市議会議員と長門市の市議会議員の報酬は当然違います。比べるものがあるからです。比較対象が。だからあなたが言う、あなたがたくさん聞かれたという市民の方

というのは何と比較して高いと。もしかしたらその方の自分の給与と比較したら高いとおっしゃっているのか、それともこの近隣の給与ベースと比較して高いとおっしゃっているのか、そのあたりあなたはどういうふうに捉えていますか。

江原市長 それは間違いなく今の長門の財政状況とか、そして近々のこの長門市内の皆さんがもらっている給与水準とかそういったものを背景にして、そういう感情が起こっているものだとは私は思っています。それは間違いないと。

林委員 そういう声を受けて過去の 2 割のカットということを選挙公報に、先ほど三輪委員が紹介されていましたが、それはそれで良いんですけども、これ横に副市長がいて聞くのは非常に私も辛いんですけども、たとえば 79 万円を 2 割カットすることによって 63 万 2,000 円になりますね。市長の給与が。で、副市長の給与って 63 万円ですか。月額。ということは、本当に 2,000 円くらいしかあなたの隣にいる副市長の給与と変わらない。これはちょっと副市長にお聞きしますが、感覚的には当事者としてどういう思いで受け止めていますか。たとえばこの議案が可決された場合。

大谷副市長 私は副市長として江原市長を支える身でございます。その身といたしましては市長のご意向を尊重するばかりでございます。

林委員 それはまあ、それはそうでしょう。確かに給料云々ではないですけども、それはそういう首長がそういう思いがあるんなら当然その女房役としては当然その思いも尊重しなきゃいけないというのは私も 100 も分かっています。ただ、傍から見たときにね、あんまりトップと、副市長との差があんまりないというのもどうなのかなんていうのがちょっと、老婆心ながら心配しているわけです。それで、もう 1 点、市長せっかく来ていただいたのであれなんですけど、先ほど三輪委員の質問の中で近いうちに報酬審議会を開く、当然報酬審議会というのは本則の 79 万円が妥当か否かについて当然諮られると思うんですよ。そのときに市長はどういった内容になるかというのは今のところは分からないんですけども、もし市長が本当に報酬審議会でも大西市長の働きぶりを評価されてましたし、もっとということもあったけれども、今の財政状況から勘案すると今が適当だろうという判断を。だからそのことがもし出れば、当然上がるということは僕は考えられないと思うんですね。首長が財政状況が厳しいから自分の給料からカットしなきゃいけないという状況だとするとですね。だからあとは現行維持か下がるかだと思うんですけども、当然目途としてこの議案の可否というのはまだ分かりませんが、今日の委員会、本会議というのがあって、どの時期、だいたいこのくらいの時期には一度本則の 79 万円についてお諮りしようという、その目途というか見通しというか、だいたいのタイムスパンというのはどのくらいを想定されているんですか。ちょっと分からない

かったので改めてお聞きします。

江原市長 今実際、今時点で報酬審議会の開催タームがどのくらいかというのは認識していないので、もし私の任期中にそういったものが行われなければ、必ず任期中に行うということはお約束します。

林委員 ちょっと担当課に確認するけど、前回は平成 29 年の 11 月に報酬審議会が開かれていますよね。だいたいのタイムスパンというのはだいたいどのくらいで開かれているんですか。

坂野総務課長 従来は 2 年スパンで開かれておりました。

林委員 今のご答弁聞かれたら、もうこの議案の正義に関わらずすぐさまというか、割とかなり近いうちに、あなたの任期とかという以前にもうすぐ年明けとかそういうレベルになりますよね。それで良いですか。

江原市長 そういう基準であれば、もうそれでいいと思います。

三輪委員 再確認なんですが、市長は先ほど市長の給与については高いと思っていないとお答えになっておられました。私も議長として 2 年間、市長のそばでお仕事をご一緒する機会が多々ありましたのもので、いかに市長の仕事というのが、正月元旦から年末まで公務が入っていると。それで、江原市長は高いと思っています。にもかかわらず 20%削減というのは、よほど市民の声が大きな声としてあなたの心に響いたから 20%削減をされるということでしょうか。

江原市長 それで結構でございます。

綾城委員 私からも何点か確認をさせていただきます。まず 1 点目。被っているかもしれませんが、前市長は退職金を 50%カットされていたということでございますけども、新市長はなぜこれを引き継がなかったのか、理由をお尋ねいたします。

江原市長 実際ですね、計算していただければいいと思いますが、私のほうが 4 年間の削減額については大きいというふうに思っております。

綾城委員 4 年間の削減額はおいくらですか。

江原市長 細かい数字まではちょっと記憶にありませんが、1,000 万円ちょっとは削減になっているんじゃないかと思います。

綾城委員 坂野課長にお伺いいたします。削減幅は約 30 万円くらい、前市長との違いですね。というふうに前にお聞きしたのですが、それでよろしかったですか。

坂野総務課長 今、市長が申し上げましたが、江原市長の 4 年分という、20%、4 年間受けた場合というのを申し上げさせていただきたいと思いますが、1,076 万円でございます。これは、前も記者会見の際に私は混乱したんですが、スタートが議決をいただければ 1 月 1 日からになりますので、そのあたりはち

よっと、これよりは下がります。それで大西市長が、削減された退職金が、948万円ということで、その差が130万円くらいです。

綾城委員 市長にお伺いいたしますけど、県内でも事前に調べると、県内他市の中で下から2番目くらいですかね、長門市長の給与は。県内でもほとんど最低水準に近い市長給与を削減する理由は何か、確認をいたします。

江原市長 これも先ほどから申し上げておりますとおり、他市の市長さん、人口が多いところとかいろいろいらっしゃいますので、それぞれの計算の仕方はあると思いますが、この長門市の市長として、長門市の経済情勢とか、そういったものを、財政状況とかを考えられて市民感情がそういったことだと思っておりますので、そういった声を反映させたいということを、これは、ずいぶん前から思っております。

綾城委員 市長に確認です。副市長と教育長の給与については、どのような見解を持たれているのかということを、本会議の質疑で重村議員が聞かれていると思いますが、そのときの答弁で私が選挙公約で掲げたのは市民の声を基に市長給与20%削減するということでありまして、現時点で副市長、教育長の給与の取り扱いについて私から申し上げることはありませんと。12月の定例の記者会見の中でも副市長、教育長についても特に削減などは考えていないということでしたけれども、それに間違いはないですか。

江原市長 先ほどから申しているとおりでですね、審議会の答申で妥当と出ておりますし、私もある程度妥当だという認識は持っているという話は前からしていると思います。それで市民の皆さまからは市長給与高いという声をいただいておりますので自分の給与については自分で下げたいというふうに思っているということでありまして。

綾城委員 副市長、教育長の給与について聞いています。

江原市長 ですから、下げるのは私の給与のみということでありまして。副市長、教育長の給与については今のところ下げてもらうようお願いをするつもりはありません。

綾城委員 坂野課長に何点か確認します。副市長と教育長の退職金は元に戻っていると。前市長の退任とともに元に戻っていると思いますけれども、今の戻ったことによって、このたびは削減の改正案も出ておりませんので、市長、副市長、教育長3役の退職金は全員戻ったということでございますけれども、この収入総額は結果的に前市長の体制のときですね、市長、副市長と教育長。このときよりも結果的に今後のほうが増えるんじゃないか、というような懸念があるというか、新聞報道も出ております。確認なんですけれども、だいたいどのくらい増えるのかというのを教えていただけたらと思います。要は人件費が増える訳ですよ。前の市長の頃に、教育長と副市長はそれぞれ30%、40%

減でしたね、退職金が。それが退任をされたことによって元に戻った訳ですよ。今は元に戻っておられるわけですね。ここについては、給料についても退職金についてもいらわれないということでございますので、今の新市長さんのほうは、退職金も元に戻ったと、いらわれないということでございますので、という、その３役の総額は結果的に、今からのほうが増えるのではないかという質問です。

坂野総務課長 増えてまいります。

綾城委員 約 380 万円くらい増えるんじゃないかなと思いますけれども、合っていますか。

坂野総務課長 そのとおりでございます。

林委員 ちょっと今の綾城委員の関連なんですけど、言い方が正しいかどうかを確認したいんですよ。本則をいじってないのに増えるとか、減るとかというのは、本則に基づいて退職手当はあるわけだから。だから、その増えるというか、あたかも今よりも増えるようなイメージがあるんだけど、元々附則で規定していた案件だから、当然それが終われば元に戻るっていう話じゃないの。言い方です、表現の仕方。だから新しいものを持ってくるようなイメージがあるんだけど、元々本則いじくってないのに、それこそなるんじゃないですか、ニュアンス的に。どう。

坂野総務課長 委員さんのおっしゃるとおりです。元に戻ります。

林委員 市長、さっきから副市長とか教育長とか 3 役、当然それは報酬審議会にかけられる職務だけでも、私が一番、よくこういうのでよくあるのがですね、自分の身を切ったんだから、たとえば職員とか、あるいは住民サービスを低下させるとか、住民に痛みを押し付けるとか、そういう言い訳に使われるところもあるわけです。絶対にないって言い切れますか。

江原市長 今のお話なんですけども、この政策面のところはこれから議論していったって、それは予算を削るところもあるでしょうし増やすところもあるでしょうし、それは別として、ほかの 3 役だったり職員だったり、そういった市議会議員の皆さんもそうなんですけども、そういったところに私は波及させるつもりもないですし、あくまでも答申は今の金額が妥当だということを前提に今皆さんがなぜ下げるんだというご質問があったんだと私は思っておりますので、答申の金額はあくまでも正しいということを、適当だということを前提に話をさせていただければ、今の副市長、教育長及び職員の皆さん含めて、そこに影響させるつもりはありません。

林委員 私が言っているのは、自ら身を切ったということを踏まえて、もちろん政策論議だからね。でもあなた市民の命と暮らしを守っているわけだから。現行より、もちろん事務事業の精査がいきますよ。そのことによって自

分の身を切っているから市民の皆さんも我慢してくださいとかいうのがあるのかなど。ひょっとしたら。ということ私は思っているわけです。そういうことが、もちろん予算上はいろいろ編成作業、あるいは決算を踏まえて当然削っていく。それはなるべく市民サービスに影響の出ない範囲でというのは当然です。住民福祉を増進する機関なんだから、地方自治というのは。そのこととあなたが今回自らの給与を自らの意思で下げられたということと、それを全面に出して自分の身を切ったんだから市民の皆さん我慢してくださいなんていうのはね、それはあなた勝手にやってくださいという話になるんですよ、市民から見たら。ということをちょっと確認しているだけなんです。

江原市長 今委員おっしゃるとおり、そういったことは言うつもりはありません。

岩藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

綾城委員 議案第7号「長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を反対の立場から討論をいたします。本議案審査にあたっては、20%削減に対する理由や根拠などについて、「他市を参考にした」や、「市民の方が言ったから」という内容で到底私には納得のいくものではございませんでした。また、副市長や教育長の給与についても議論が不十分であり、そもそも市長を含む3役を合計すると実は人件費4年間で約380万円削減効果が薄れるということになっております。また、本会議での重村議員の質疑に対して「私の基本理念である市民の命と生活を守るまちづくりの実現に向けて、まずは私ができることを実践することによって財政確保の一助となることを期待したものである」と述べておられますが、前体制より3役の合計が約380万円程度財政効果が薄れるということはいったいどういうことでしょうか。報酬はいくらが妥当なのかという絶対的な尺度は存在いたしません。だからこそこれまでは長門市特別職報酬等審議会という第三者機関に意見をいただきながら慎重に決めてきたと思っております。そして、第三者機関の意見に基づいて決められた正式な報酬・給与を受け取り、その金額以上の役割を果たせるように努力をしなければなりません。委員会審査では本会議の質疑の答弁では、報酬等審議会の答申にもあるように市長給与が高いという認識はないと、認識を新市長は示されております。新市長本人が市長給与が高いと思っていないのにも関わらず、市民の方の声があるから下げますというのは、もはやこれは理論が破綻していると言わざるを得ません。そしてもっとしっかりと中身を検証することが必要であり、丁寧な議論を経るべきであります。そうでなければ今後市長選挙が実施される度にこの案件がクローズアップされ、もっと重要なほかの政策による選択がされにくくなり、結果的に市民のためにならなくなる可能性を残すことを私は大変

危惧をしております。従いまして、以上の理由から議案第 7 号「長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」に反対をいたします。

林委員 それではただいま議題となっております議案第 7 号「長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の意見が出されておりますので、討論交互の原則に基づいて賛成の立場で討論に参加するものであります。本条例改正案は、市長の給料月額を令和 2 年 1 月分から 20 パーセント減額するため、条例附則の改正を行うものであります。条例審査にあたっては、大きく言って二つの点が重要になります。1 点目は条例そのものに違法性がないか、2 点目は住民にどのような影響を及ぼすのか、であります。今回の条例の附則改正については、違法性はなく、住民にも影響を与える内容とも言えず、特に問題はないと思われます。したがって、あとは政治的に条例をどう評価するか、ということであります。ご承知のように、市区町村長など、自治体首長の給料月額については、特段の定めはなく、基準がないため、各自治体で決定されております。本市の合併時の市長の給料月額は、83 万円でしたが、松林市長は平成 19 年 3 月定例会において、市長の給料月額を 83 万円から 79 万円とする条例の一部改正案を提出し、議会の議決を経て、現在の給料月額 79 万円となった経緯があります。これ以降、条例本則の改定は行われておりません。当時、特別職報酬等審議会に市長、副市長及び教育長の特別職の給与について諮問したところ、本市の財政状況、県内他市及び類似団体等の比較、また社会経済情勢等を勘案し、給与の減額が適当の答申があり、この答申に沿って給料月額 79 万円の改定がなされております。その後、南野元市長は、平成 21 年 6 月定例会において給与 30%削減、平成 22 年 3 月定例会では退職手当 50%削減に関する条例を提出しています。また、大西前市長は、平成 25 年 3 月定例会及び改選後の平成 27 年 12 月定例会において退職手当 50%削減に関する条例を提出していますが、これらの条例改正案はいずれも議会の議決がなされております。こうした状況を見るならば、その時々市長の思いや動機は何であれ、議決機関である議会は市長の意思を尊重していたことになります。私自身、合併時から現在までこれらの議決に関わってきた一人として、今回の条例附則の改正にあたって、これを否定する明確な根拠が見当たらないということであります。条例附則の改正と報酬審議会との関係についていえば、これは市長の選挙公約に基づいて行うものであり、本来市長給与とは別のものであります。平成 29 年 11 月の長門市特別職報酬等審議会が開催され、審議会より「市長等特別職及び市議会議員の報酬は現行の額で据え置きが妥当」との意見が提出されております。つまり、市長の給料月額 79 万円は本則にそのまま残っているため、附則において期間を区切って減額することは何ら矛盾するものではありません。今後、長門市特別職報酬等審議会では本則の 79 万円について議論されると思います。今

年の２月１６日、通漁村センターで通まちづくり協議会主催による「まちづくり講演会」が開かれております。島根県隠岐郡海士町の前町長であった山内道雄さんが講師に招かれております。海士町は人口約２,３００人の離島の自治体ですが、現在、町長の給料月額が４７万６,０００円となっております。山内前町長の時代はこれを半減し、まちの改革に大胆に取り組み、海士町を全国的にもっとも有名な自治体の一つに変えております。市区町村長などの自治体首長の職務権限などは地方自治法などに定められておりますが、今回の条例附則の改正にあたり、市長の職務や職責についてまで議論を広げていくことは正しくないと思われまゝす。海士町の例を見るまでもなく、これは市長の給料とは直接的には関係がないからであります。最後に、市長に一言申し上げておきます。市長の給料月額を２０％減額する附則改正を提案されておりますが、あなたがこれからやらなければならないことは、市民の「市長の給料が高い」といった声を「まちのためによく頑張っている。給料の２０％減額などしなくていい」という声に一刻も早く変えていくことであります。そのことを申し上げまして議案第７号に対する意見といたします。

岩藤委員長 ほかにご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第７号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第７号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は１１時２０分からとします。

— 休憩 １１：０８ —

— 再開 １１：２０ —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、議案第８号「長門市税条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 今回の改正では、市におけます入湯税が湯本地区に限定した初の不均一課税となりますが、湯本地区が長門湯本温泉観光まちづくり計画の対象地域であって、長門市景観計画における景観形成重点地区、国土交通省の景観まちづくり刷新モデル地区に指定されていること、今後とも、継続的に観光客・宿泊客誘致のための事業に取り組むことにより、湯本地区の鉱泉浴場入湯者は、それら事業の受益者になることから、受益による不均一課税とするものです。

岩藤委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 まず最初に、入湯税について 150 円から 300 円に改定するという話がありますが、例えばの話ですけれども、150 円から 250 円とか、少し上げ幅が低かったり高かったり、そのような話の議論は無かったのかお伺いします。

田村経済観光部理事 入湯税の引き上げに関しましては、先ほど藤田部長からお話をしたとおり、これまで長門湯本温泉観光まちづくり計画に基づいて進めてきたことをふまえて、必要な財源の確保の観点から検討を進めてきたものでございます。その中で、税額に関しましては、やはり入湯税を支払っていただく受益者である入湯客の皆様方に理解が得られるものでなくてはならないという観点で、議論を進めてきたところでございます。その中で、今後進めていく事業として、エリアマネジメント法人が湯本地区全体の価値を高めていく取り組み、それとこれまで進めてきた道路であったりとか照明とかの景観インフラの将来的な整備等、これに係る費用を勘案して、その必要額として今回引き上げ額としては 150 円というものを考えたものですので、最終的には入湯客の方が受益をするという観点から考えていますので、150 円がいいとか、100 円がいいとかそういった議論でスタートしたものではございません。

先野委員 市長に一点お尋ねをしたいと思います。この湯本温泉の事業については大西市長が 1 丁目 1 番地の大事な政策であるということで、ずっとやられてきた事業だろうというふうに私は強く思っています。皆さんもそういうふうに思っておられると。執行部の皆さんも。市長は引き続きしっかり、ソフト事業の話も強くするという話もされたと思いますが、事業をしっかり継承される気持ちがあるのか、確認いたします。

江原市長 これは選挙期間中からも言ってきたところだと思っていますが、開発自体が行われていることは非常にいいことだと私は思っております。これだけ多くのお金が投資されているわけなんですけれども、私が言ってきたのは、今ハード中心の整備であったわけなんですけれども、投資金額の中で一部でもソフト事業に使っていただければもっと良かったのではないかという話をしてきたつもりであります。ですから、私はこの事業は当然、これだけの税金等を投入しているわけなので、しっかりと完成させる必要があるというふうに思っておりますし、完成させるためにはソフト事業をもっときちんとやっていかないと、ハード面の整備だけではお客さんが一時は来ても飽きられてしまうんじゃないかなというふうに思っていますので、末永く観光客を引き付けるためには、また宿泊客を増やしていくためにはソフト事業をきちんとやっていかないとけないということです。そこはきちんと仕上げられるようにしっかりと引き継いでまいります。

林委員 12 月 4 日付の山口新聞に、「入湯税引き上げに待った」と、一部旅館が要望書というのをを出しています。市長に。11 月 29 日に白紙撤回を求め要望書を

提出したということは当然市長選挙が終わっていますよね。このタイミングでなぜこうした要望書が出てきたのかというのは非常に疑問だったです。というのは、7月に議会の方にも旅館組合に加盟している9の旅館やホテルさん、加盟していないホテルや旅館さん2軒、合わせて11軒の連名で入湯税の引き上げについて要望を出されています。課税権者は当然市だから、出してきたんだろうと。市長選挙が終わってなぜまたこういうのが出てきたのかというのは非常に不思議で、まずその後の経緯というのはどうなったのか、そこをお尋ねします。

田村経済観光部理事 先ほど林議員がお話いただいたとおり、これまでの経緯といたしましては昨年来、このまちづくり計画がスタートした時点から持続的な財源の確保に関しては検討していかなければならない課題としてずっと上げられておりまして、事務局としてはずっと検討を進めてきたところでありまして、そういった中で、今年の7月に湯本の11軒の旅館から入湯税の引き上げに関するエリアマネジメントの仕組みに関する要望書をいただいたところでございまして、それをふまえて、我々としては議論を進めてまいりました。その中で話しいただいたとおり11月29日に5軒の旅館が署名をした反対の要望書というものをいただいたところであります。それをふまえて、我々としてはこれまでいただいていた要望書もございましたので、それもふまえて意向を確認したところ、そのうちの4軒の旅館さんは入湯税の引き上げに関して反対ではないと。趣旨には賛同しているということのご理解をいただいて、要望書に関しては撤回をするというお声を、4軒からはいただいているところでございます。

緒方税務課長 入湯税は特別徴収義務者である旅館等の事業者が市に代わって納税者である観光客、入湯客の方から徴収を行い市に納付する仕組みとなっております。今回の引き上げについて、湯本地区の特別徴収義務者から反対の要望書が出されたということで、課としてもどういうふうな対応をしようかということで、今理事がおっしゃられたように、4軒がまた撤回されたということなんですけども、1軒は残られておりますので、税務課の方から一応お話を伺いたいということでお電話さしあげまして、おっしゃられる主旨等をお聞きしました。今までの経緯、それから経過とかをお話をして特別徴収義務者が第一義的な納付の義務がございまして、だから反対をされて、もし一部しか市のほうに納入されない場合は当然、請求することになりますので、そのへんのお話もさせていただいたところ、引き上げについては概ね理解をいただいたところでございます。直接入浴客の方から市がご意見をお伺いするというのがなかなか、間接的にお願いいただいているので聞くことができないので、私どもの姿勢としたら特別徴収義務者のご意見というのが非常に重要なところでございます。引き続きご意見がありましたら、もちろん市長さんでもいいんですけど、

税務課の方にお話いただいて、お聞きして対応していきたいというふうに思っております。

林委員 いま税務課長や田村理事の方からこの特別徴収義務者である5軒出したうち4軒、残りの1軒についても引き上げについては概ね良とするというお話でしたが、私がさっきから疑問に思っているのは、市長、市長選挙が終わってなぜこの話が出てきたのかということなんですよ。市長は一人ひとりの声に耳を傾けてきたとおっしゃいますよね。当然、湯本でもいろんな方の意見、いろんな意見についてご自身の持論は述べられてきたと思います。だから、だれがどなたに何を言ったかというのは、それは分かりません。けれどもなんとなくこういうのを見直すというような示唆の話をあなたはされていたんじゃないですか。ひょっとして。こんなことを市がやっているんだけど、俺たちの声もなにも聞かないでやっているんだけどね、なんて聞いて、分かりました、私が市長になった暁にはなんとかしましょうなんて話をしない限り、この11月の29日のタイミングで出してくるわけがないと、普通だったら思うわけですよ。おそらく、大西市長が続投されていたら出してこなかったんじゃないかなと。あなたができる、できないは別にして、ちょっと甘い話をして、そういうことになったら市長変わったからこの要望が通るんじゃないかと。11軒のうち5軒が連名で出しますか、普通。11月に。まとまっていたやつを。市長が変わったとたん5軒。私はあなたが何を言ってきたのかを知りたいわけですよ。この、出してきた要望書と絡めて。

江原市長 今の話なんですけど、たしかに私は湯本も1軒1軒回らせていただいています、先ほど申し上げました先野議員のお話にあったような持論は申しておりますが、この入湯税とかそういったものの具体的なものについて、お話をした記憶はとくにありませんし、実際になぜこのタイミングで出してきたのかはわかりませんけども、最初にふじさんが私のところにご連絡をいただいて、要望書を持っていきたくと。本当であれば選挙前に提出したかったんですけど、選挙があるんで選挙後に、選挙が終わったので提出させていただきますというお電話がありました。

林委員 今のお話だと、あなたはこのことについては一切関係者あるいは湯本の人たちに入湯税の現行150円を、ここだけ不均一課税にしてプラス150円にして300円にするというお話については、なにも一切言っていないということで確認してよかったんですか。

江原市長 実際、私の方からじゃなくて湯本の方から入湯税の話もあるので、という話はありませんけど、私はそもそもこの入湯税について否定的な考えは持っていませんので、否定的な方からなんとかしてよという話とかあっても、そういう発言はないと思いますし、そういう話はなかったように記憶しており

ます。

林委員 あとは言ったとか言わないとか、聞いたとか聞いてないという話はしたくないのですが、あまりにもタイミングというか、合っていたのでなにかあったのかなと。つまり、田村理事、私たち議会はこれまで湯本温泉まちづくり計画については議会の総意として地域住民の合意を第一に繰り返し出していますよね。ここにきて、こんな話が出るということ自体が、ちゃんとおたくらが合意形成に向けて努力をしてきたのか、ということが問われていると思うんですよ。私は先ほど市長があれだけの投資をしたんだからとか、あれだけの税金を投入しているんだからというふうに言いましたけど、その目的はなんなんですか、結局。私は湯本のまちづくりの究極の目的は、公民連携がどうのこうのとか言っていますがそうじゃないんですよ。実は。自治力の向上なんです。地域の自治力。地域自治が発展してこそ、そのまちが輝くと思うんです。だからこういうことが起こるということは、やはりもう一度これをいい機会と捉えて、地に足をつけて、江原市長は一人ひとりとお話をするというくらいだから、そういうところもちゃんと指示して、ちゃんとそういう合意形成を取っていくように、丁寧な説明と、合意形成を図っていくように。特別徴収義務者の中でもこうやって意見が分かれたら行政もやりにくくてしょうがないと思うんですよ、実際代わりに集めてもらうわけだから。そのへんのところはぜひふまえて、今後気を付けていただきたいと思うんですけど、どうですか、理事。

田村経済観光部理事 いま林委員におっしゃっていただいたとおり、われわれ長門湯本温泉の観光まちづくり計画は公民連携によるまちづくりだといってこれまで進めてきたところでございます。おっしゃるとおり、公民連携はあくまで手法でありまして、それ自身が目的ではないと考えております。私自身も昨年の7月に就任して以来、長門湯本温泉の観光まちづくりに、中心になって関わってきております。その中で私自身も目指しているところは住民の皆様方が笑顔になって、まちの温泉街を楽しむというまちづくりがまさに観光客にとっても魅力あるまちになるということになると思っておりますし、それ自身が長門市全体を、観光であつたりとか経済に発展するものと信じて、それを目指して進めてきているところです。その中でやはりこれまでと違ったことに取り組んでいることは事実でございます。入湯税の引き上げに関しても、その他の手法に関しても、これまで長門市ではまったく取り組んでこなかった、山口県ですら取り組んでこなかった手法をさまざま取り入れながら進めている中で、さまざまなご意見をいただくことは重々承知をしておりますし、まちの中で歩いていけば、いろんな声を伺います。その中で、今回このような形で出てきたということは、我々の説明が一部不足していた点とか、まだまだあると思いますし、ご理解をいただけていない部分もあるんじゃないかと思っております。ただプ

ロセスの中でしっかりと住民の方々への合意形成というものは非常に重要視をして進めてきたところでございますし、このまちづくり計画、今年度でハード整備そのものは終了すると。基盤となるものは出来上がるという段階に来ておりますけども、私自身、このまちづくりはこれからがスタートと思っておりまして、来年度から入湯税の引き上げも含めて、ここからがスタートラインを切るところでございまして、引き続き住民の方と意見を交わしながらより良いまちづくりが進めていけるように体制を整え、しっかり議論を進めて、これで終わりではなくてここからがスタートとまたあらためて認識をして、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

中平委員 確認になりますが、税務課の課長に。先ほど最後の1軒、名前を出された方もおられましたが、最後の1軒の旅館さんも納得いく方向で、300円に上げる方向で了承されつつあるということは、この要望書も取り下げられる可能性があるとういことでしょうか。

緒方税務課長 300円について、私は賛成ですというような明言をされたわけではございません。お話をお伺いした時ですね。要望書の中にも出ておりましたけど、他にも入湯税の課税の方式がいろいろありますけど、どうですかという話を聞きまして、現時点では300円、湯本地区の全ての旅館について300円をお願いしたいという話をさせていただいたところ、主旨は理解しましたということで、引き上げについては一応、賛成という明言ではないんですけど、理解しましたというお話をいただいたところでございます。

中平委員 要望書の取り下げの件は。

緒方税務課長 取り下げるか取り下げないかという聞き方は私どももしておりませんので、そこは取り下げますという発言は会話の中ではございませんでした。

岩藤委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。